

第5回政府交渉を踏まえた政府への要請書

2012年12月25日

内閣総理大臣 様
復興大臣 様
環境大臣 様
厚生労働大臣 様

脱原発福島県民会議
双葉地方原発反対同盟
原水爆禁止日本国民会議
原子力資料情報室
反原子力茨城共同行動
原発はごめんだヒロシマ市民の会
ヒバク反対キャンペーン

10月9日の第5回政府交渉に於いて、私たち7団体の「全ての被災者へ健康手帳交付・健康と生活の保障」要求に対する政府の回答は「検討中の『原発事故子ども・被災者支援法の基本方針（以下基本方針と記す）』の課題の中に含まれている」に終始した。

浪江町、双葉町からの医療費無料化など原発被爆者と同等の援護を実現する法整備の要望について、「国は『明確な回答を示さず』、『原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプランを中心に対応方針を示した』と報道されている（福島民報 2012/9/4）。10月9日の政府交渉の場で浪江町、双葉町の住民が改めて「法整備」を要請したが「アクションプランを中心に対応する」との回答が繰り返された。「アクションプラン」は放射線の影響について情報を一元化して、放射線の健康影響の過小評価に基づくリスクコミュニケーションによって被災者の健康不安を解消することを主な内容とするもので、医療費の無料化などの施策は含まれておらず、「医療費無料化や手当て支給などの法的措置」要求は事実上拒否されている。

「原発事故子ども・被災者支援法」は放射線の健康影響を具体的には示さず未解明としていること、住民の健康不安解消を主目的としていること、原子力を推進した国の責任を「社会的責任」としていることなどの限界があるが、基本方針に被災者の要求を盛り込ませるための取組が行われている。

浪江町・双葉町の要求を認めようとしない政府の姿勢から、私たちの要求が基本方針に盛り込まれる可能性が低いと危惧する。

政府は基本方針の検討において、支援対象地域の指定基準として、年5ミリシーベルトや年10ミリシーベルトを含めて検討している。これらの基準は被災者からの要求ではない。またこれらの基準では支援対象地域は極めて限定される。

政府は福島原発の緊急作業に従事した約1万9000人のうち50ミリシーベルトを超えて被曝した約900人に限定して長期健康管理の「手帳」を交付するとしている。これは残りの約1万8000人の中から生じる被害を切り捨てるもので認められないと主張したが厚労省は年限度50ミリシーベルトを超えたことのみを理由とし続けている。

厚労省は被曝労働者の食道がん、胃がん、結腸がんについて労災補償の考えを公表した。日本の原発

被曝労働者の疫学調査は、厚労省が示している高い認定基準でも該当する多数の死亡者の存在を示している。私たちはこれらのがんを労規則35条別表の認定対象疾病の例示リストに追加し労災補償を進めよと迫ったが、明確な回答は無く継続となった。

私たちは、第5回政府交渉を踏まえ、政府に以下のことを要請する。

要請事項

1. 政府は、浪江町・双葉町の「住民への健康手帳交付」に伴う「医療費無料化や手当を支給などの法的措置」の要求に対して速やかに法的措置を行うこと
2. 支援対象地域の指定基準の検討リストから、被災者からの要求ではなく支援対象地域を極めて限定する年5ミリシーベルト、年10ミリシーベルトを削除すること。
3. 政府は全ての被災者に謝罪し、国の責任で全ての被災者への健康手帳の交付、生涯に渡る健康管理と医療保障、生活保障を行うこと
4. 福島県民健康管理調査を国の事業とし、国は交付金による支援のみならず事業全体の責任をとること。調査にとどまらず県民全員の生涯にわたる健康保障と被害補償についても国の責任で行うと表明すること。
5. 被曝労働者の健康管理と被害補償について
 - ①国の責任で、すべての緊急作業従事者に長期健康管理のための「手帳」を交付し、在職中、離職後を通じて無償の健康管理を行うこと
 - ②全ての被曝労働者に健康管理手帳を交付すること
 - ③食道がん、胃がん、結腸がんを労規則35条別表の認定対象疾病の例示リストに追加すること
 - ④労災補償の認定基準や労災認定の考え方を、死亡者の遺族、離職者、現在被曝労働に従事している労働者、全てに周知すること
 - ⑤遺族補償の時効を取り払って申請を受け付けること